

市内就労移行支援事業所
市内就労継続支援 A 型事業所
市内就労継続支援 B 型事業所

} 管理者 様

横須賀市民生局福祉部障害福祉課長

就労系障害福祉サービスの在宅利用について

日頃から本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いについては、令和 3 年 4 月 1 日付横福障第 47 号「就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いについて（通知）」により通知いたしました。

今後、就労系障害福祉サービス事業所が利用者に対し在宅支援を行う場合の取り扱いは、下記のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応くださいますようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、令和 3 年 4 月 1 日付横福障第 47 号「就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いについて（通知）」は廃止いたします。

記

1 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

2 利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であり、かつ、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると横須賀市が判断した利用者

3 在宅でのサービス利用までの流れ

- (1) 在宅利用を希望する利用者に対して「在宅でのサービス利用におけるアセスメント」を実施し、在宅就労を希望する利用者の現状を把握します。アセスメントの結果、課題点がある場合には、在宅でのサービス利用時の支援方法を明記してください。
- (2) アセスメントの結果を踏まえ、「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に関する届出書」を作成します。
- (3) アセスメントの結果や在宅支援の内容を利用者に説明し、同意を得てください。
- (4) 横須賀市に下記の提出書類を提出します。
- (5) 提出書類に基づき、横須賀市は、在宅でのサービス利用の内容を確認し、必要に応じて事業所に調整をお願いします。確認・調整後、「在宅利用」が印字された障害福祉サービス受給者証を利用者の住所に郵送します。
- (6) 利用者の同意を得て個別支援計画に在宅での支援内容及び期間を明記し、在宅でのサービス利用を開始します。

【注意事項】

在宅でのサービス利用を提供する場合には、事業所の運営規程に在宅利用者に対する

支援を行う旨を記載する必要があります。ご注意ください。

4 提出書類及び期限

(1) 提出書類

- ・就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に関する届出書
- ・在宅でのサービス利用におけるアセスメント
- ・申請書

(2) 提出期限

利用開始月	提出期限	備考
令和4年2月	令和4年2月28日	2月1日以降も引き続き在宅支援を利用する者を含む。
令和4年3月	令和4年3月18日	
令和4年4月	令和4年3月18日	
令和4年5月	令和4年4月20日	

以降、利用開始月の前月20日(土日祝日の場合は直前の平日)が提出期限となります。

5 留意事項

- (1) 他市町村が支給決定した利用者については、当該市町村にご確認ください。
- (2) 在宅と通所によるサービス利用を組み合わせることができます。
- (3) 在宅支援は基本報酬の算定対象であり、利用者によっては基本報酬に応じた利用者負担が生じることを説明し、同意を得てください。
- (4) 個別支援計画は適時見直してください。
- (5) 計画相談支援(特定相談支援事業)が入っている場合は、相談支援専門員にも在宅でのサービス利用を伝え、支援情報を共有してください。
- (6) パソコンの使用にあたっては、必ずセキュリティソフトを導入してください。また、利用者がパソコンをもっていない場合は、パソコンの貸し出しをお願いします。
- (7) 利用者の個人情報が出ることのないよう最大限の注意を払ってください。
- (8) 実績記録票には、在宅支援であること及び支援時間を記載し、利用者本人の署名(又は押印でも可)をもらってください。
- (9) 在宅支援を実施した場合には、具体的な訓練状況と支援状況についての記録を作成し、横須賀市が求めた場合には提供できるようにしてください。
- (10) 実績記録票の写しを提出する際は、在宅支援を行った利用者の一覧表(事業所番号、事業所名、受給者番号、氏名、サービス種別を記載し、管理者又は事業者代表者が記名・押印したもので、様式は任意)を添付してください。
- (11) 就労系障害福祉サービスの有効期間内に在宅でのサービス利用の内容に大きな変更がある場合は、障害福祉課までご相談ください。
- (12) 就労系障害福祉サービスの更新に当たり引き続き在宅支援を行うときは、再度、本通知にかかる書類をご提出ください。